

大阪府豊中市の第3次総合計画についての調査検討

03705 一柳 洋佑

指導教員 片山 正敏

1. はじめに

本研究では、大阪府豊中市の第3次総合計画を取り上げて検討し、改善案を提案することを目的とする。

2. 大阪府豊中市の第3次総合計画について

豊中市東部地域の構想の概要は次の通りである。

(1) まちづくりの目標

河川等の自然環境の保全と服部緑地の質的充実や自然環境と調和した住宅地の形成、市民の日常生活拠点としての緑地公園駅周辺地区の充実等を目指している。

(2) 地域空間の将来像

緑地公園駅周辺地区は近隣核として位置づけられている。また、旭丘団地周辺地区、神崎刀根山線沿道の小曽根付近で、日用品等の店舗が立地する地区を日常生活の身近な拠点とする。

(3) 市街地の整備

西泉丘地区において整備された市街地の形成や秩序ある土地利用を図るため、土地区画整理事業を推進し、緑豊かなまちなみの形成を図る。

(4) 交通体系の整備

歩道を確保した地域幹線道路、地区内道路の整備等により安全で快適な歩行者空間を確保する。また、緑地公園駅のバリアフリー化を進める。

(5) 水とみどりのまちづくり

緑地公園駅周辺や服部緑地、水とみどりの軸となる天竺川、高川等を相互に結ぶ道路の緑化等により、みどりのネットワークを形成していく。

(6) 都市景観の形成

道路等の公共空間や学校等の公共施設については、デザインの向上を図る。また、マンション建設が進んでいる東泉丘地区については、建築デザインの向上と緑化空間の確保、外構デザインの工夫等により景観を誘導し、緑豊かな自然景観と調和した住宅地景観の創出に努める。

3. 検討と提案

(1) 豊中市のトイレに関する検討・提案



図-1 豊中市東部地域

a) 豊中市の現状および目標

豊中市は現在、困った経験を構想に活かすため、障害者でも利用できる多機能トイレを設置することが要請されている。また、服部緑地公園に隣接して総合福祉施設が整備されることもあり、緑地公園駅周辺のバリアフリー化が強く求められている。

障害者ばかりでなく、赤ちゃん連れ、けがをされている方にとっても利用しやすく、表示も、分かりやすい「多機能トイレの表示方式」も検討している。

b) 提案（私案）

豊中市のまちづくりに対し、緑地公園駅構内にオストメイト（人工肛門や人工膀胱をつけたひとたち）にも対応できる障害者専用の多機能トイレを設置することを提案する。豊中市の人口は、少なくとも約3割は高齢者である。多機能トイレを設置することにより、社会福祉に大きく貢献することが期待される。

(2) 豊中市によるエレベーターに関する検討・提案

a) 豊中市の掲げている目標

北大阪急行と大阪モノレールのふたつの会社が共同運営している千里中央駅構内に誰もが安心して利用で



図－２ 多機能トイレ

きるエレベーターを設置することが要請されている。また、車椅子を利用する障害者のために側面に付いている「戸開き延長ボタン」（荷物の出し入れをするときにボタンを押すと一定時間扉を開けることができる）付のエレベーターを設置することが要請されている。このように千里中央駅構内のバリアフリー化が強く求められている。

b) 提案（私案）

北大阪急行と大阪モノレールの千里中央駅構内に大型のウォークスルー型エレベーター（出入口が２箇所あり、乗る際の進行方向を変えずに降りることができるエレベーター）を設置することを提案する。千里中央駅の一部でスロープ版は設置されているが、エレベーターが現段階では設置されていない。そこで、エレベーターを必要とする乗客のために、側面の低い位置に「戸開き延長ボタン」を導入する。側面に「戸開き延長ボタン」が付いているエレベーターはほかでは見られないもので、乗り降りに多少時間を要し、なおかつ高い位置には手が届きにくい人にとって、側面の低い位置で「戸開き延長ボタン」を押す。普通のエレベーターに付いているボタンは、１回押すと自動的に閉まるが、「戸開き延長ボタン」の場合、荷物の出し入れをするとき、一定時間扉を開くことができるので便利である。

（３）豊中市ごみの基本計画に関する検討・提案

a) 豊中市の現状および目標

豊中市は現在、廃棄物処理費用の負担に対する社会的公平性確保の観点から、一般廃棄物の処理費用を税金で負担することに対する是非の検討や、生産者や販売者に対して生産・販売した商品が廃棄物になった後まで責任を持つ拡大生産者責任制度の確立を図る必要性について検討している。

国においては循環型社会形成促進基本法をはじめとした循環型社会を目指す関連法が平成１２年度に制定改正された。これらの法律が実質的な効果を発揮するにはまだ多くの時間がかかると思われる。ごみの減量推進に向けた法的基盤は整備されつつあり、本市でもそれに呼応したごみ処理行政の推進が課題となっている。

b) 提案（私案）

豊中市の可燃ごみ対策について提案する。焼却施設の利用は、現行単位の処理区域で行うが、本市においてごみ処理施設の効率的運営を図るため、ただちに施設用地選定に着手し、平成２３年度までに供用開始できるように、ごみ処理施設整備計画を立案する。

現在、可燃ごみは、寺内、東寺内の２地区と、単独で施設を持つ若竹町、本市の施設を利用している庄内町と、４箇所処理されている。

ごみ問題への取組みの優先順位として、循環型社会形成推進基本法では、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱利用、適正処理の順に示されているが、大量生産・大量消費がもたらす大量リサイクルではなく、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を優先したごみ減量対策を推進して行くことを提案する。

４．まとめ

今回の研究では大阪府豊中市の第３次総合計画のうち、障害者専用の多機能トイレ、車椅子利用者のためのウォークスルー型エレベーター、大量生産・大量消費がもたらす大量リサイクルではなく、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）を優先したごみの減量化対策について検討・提案した。多機能トイレは障害者を対象としたものであり、足の不自由な方でも安心して利用できる。エレベーターに関しては、わが国の高齢化の急速な進展を見ると、今後、高齢者、身体障害者等を含む、誰もが安心して利用できるエレベーターの設置が重要な課題である。高齢化社会が進む現在、高齢化社会をマイナスにとらえるのではなく、できるだけ多くの人々が、充実した時を過ごせる配慮がなされなければならない。また、ごみは普段の生活をするとき必ず出てくるものであり、その出てきたごみをいかに効率よくリサイクルしていくかが大切だと思う。